別記様式第10号（第13の２の⑴、第15の２、第17の２、第19の２の事項関係）

北海道釧路方面公安委員会告示第62号

警備業法（昭和47年法律第117号）の規定に基づく警備業の認定の取消し、営業停止命令、営業廃止命令、警備員指導教育責任者資格者証返納命令、合格証明書返納命令、機械警備業務管理者資格者証返納命令の処分に関し、警備業法第50条の規定により、次のとおり聴聞を行う。

令和８年10月20日

北海道釧路方面公安委員会委員長　荒　井　　剛

１　聴聞の期日

令和８年11月20日　午前10時０分

２　聴聞の場所

北海道釧路市黒金町10丁目５番地１

北海道警察釧路方面本部　地下１号会議室

３　事案番号

警備業法に基づく聴聞第１号

注　規格は、Ａ列４番縦長とする。